平成２８年（フ）第５８号
岡山県総社市三輪989番地　レオパレス総社南ソレイユ　109号室、開始決定時の住所島根県出雲市大津朝倉２丁目７番地１　トータスⅠ―102
破産者　稲葉翔太朗
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第７２号
島根県出雲市天神町245番地６
破産者　平野　雄三
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２５号
島根県益田市小浜町388番地１、前住所島根県益田市乙吉町イ94番地８
破産者　濱岡　功一
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第２３７号
高知県南国市駅前町２丁目５番18号　宮本ハイツ　406号
破産者　笠間　英介
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５９号
高知市神田2615番地６　メゾン・ラピュタＢ103号
破産者　三谷　良子
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０３号
北海道室蘭市中島町１丁目37番14―601号
破産者　元木　　泉（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
函館市田家町１番14号　リーブルメゾン103号室
破産者　中塚　智紀
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３７号
北海道旭川市７条通７丁目33番地　中島プラザ902
破産者　田中　亮子
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１５号
北海道旭川市旭町１条５丁目841番地の96　矢野コーポＡ102号室
破産者　池浦　毅彦
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２０号
北海道旭川市末広１条14丁目２番20号
破産者　武藤　直勝
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３２号
北海道旭川市末広５条８丁目10番15号　ピアザ末広201号室
破産者　須藤　信久
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
青森県上北郡横浜町字百目木60番地１
破産者　佐藤　冨雄
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田1154番地10
破産者　村木　晴夫
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２６４号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3652番地383（高野孝紀方）、前住所茨城県東茨城郡茨城町大字長岡54番地６
破産者　高野　正則
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７３号
金沢市森山１丁目29番14号
破産者　浅野　朋子
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４１号
金沢市弥生２丁目14番12号、従前の住所金沢市額新保１丁目320番地３
破産者　折戸　　龍
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１４号
京都市左京区八瀬野瀬町30番地３
破産者　トータルペイント・タカノこと高野政治こと　ＫＩＭ　ＪＵＮＧＣＨＩ　金　　政治
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３００号
京都市山科区東野門口町26－２ＭＺグランヴィール605、破産手続開始決定時の住所京都市山科区勧修寺東堂田町43番地２
破産者　中西　俊朗
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係